

令和6年1月25日

保護者各位

成田高等学校付属小学校
教頭 陰山 香

冬季期間における服装及び携帯品について（確認）

向寒の候、皆様におかれましては益々ご健勝のことと存じます。日頃より、本校教育活動に多大なるご支援・ご協力をいただきしておりますことに感謝申し上げます。

さて、12月を目前に控え、朝夕の冷え込みがさらに厳しさを増してきました。12月に入ると、手袋やマフラーを着用して登校する児童も多くなってきます。

そこで、冬季期間における服装や携帯品について、再度確認をさせていただきます。ご確認の上、準備をしていただければと思います。

（1）登下校時の服装について

- ・防寒着は、本校指定のスクールコートのみ許可しています。（マーク刺しゅう入り）
- ・セーターを着用する場合は、白、黒、紺、グレーなど、地味な色のものでお願ひいします。
***制服の襟元、袖、裾から見えないようにしてください。**
- ・手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用は許可しています。
***無地かチェックのものを使用し、制服の一部として着用するので華美でないものに限ります。**
***特に、マフラーでは、「ボアやファーのタイプ」は許可していません。**
- ・カイロ（ホッカイロ）の使用は許可していません。※洋服に貼るカイロも使用できません。

（2）学校での服装について

- ・寒いときは、学校指定のジャージを着ることを基本とします。
- ★換気をした際やエアコンの当たり具合の関係で、ジャージを着ても寒いと訴える子がいます。コロナ禍は終わりましたが、引き続き**ジャージの上に上着の着用を許可します**。その際、派手な色やデザインは避けてください。また、動きやすいものにしてください。安全面を考慮し、フード付きは許可しません。（もこもこして厚手のもの、毛羽立っているもの等は不許可）
- *業間休み等で外遊びをする際、外掃除をする際は、上着の着用及び手袋の着用を許可します。**
- *体育授業時でも、寒い場合は手袋の着用を許可します。但し、運動の内容によっては、外すように指示することもあり得ますのでご了承ください。**
- ・半袖体操服で行動するときは、半袖体操服の下に長袖シャツを着用しません。長袖シャツが見えないように、袖をめくることもしません。
- ・ジャージで行動するときは、下に長袖シャツやタイツの着用を許可しています。タイツの色は、黒。
- ・半ズボンで行動するときは、下にタイツを着用しません。

（3）薬用リップクリーム・ハンドクリーム・消毒用ハンドジェルについて

- ・特に、申し出がなくても、持参及び使用を許可します。自己管理でお願いします。
- ・色、匂い、味の付いたものは許可していません。
- ・休み時間以外の使用は禁止します。

(4) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策として

- マスク・・・色、柄、材質は問いません。＊不織布のマスクを推奨します。
 - *アップリケ等を付けるのはご遠慮ください。
 - *マスクには、学年と出席番号（例：6年12番の場合「6-12」）を記名、チャック付きの袋に入れて管理してください。学校では捨てません。
 - ウイルス除菌携帯器・・・形状にかかわらず使用を許可します。
 - 消毒用ハンドジェル・ウエットティッシュ・ハンドクリーム・リップクリーム等
 - ・・・使用を許可していますが、色、匂い、味の付いたものは使用できません。
- ★全て、自己管理でお願いします

(5) その他

- ・ティッシュ袋やハンカチ等、体操服のポケットに入りきらない時は、別の袋に入れ、腰にぶら下げることは許可しています。＊首にぶら下げることは、安全上許可していません。
- ・持ち物には、記名をお願いします。
- ・持ち物の貸し借りは禁止しています。
- ・『児童・保護者手帳』p15～17 「児童心得」に書かれている「2. 服装規定」を、もう一度確認してください。
- ・ポケットに手を入れたまま歩くことは大変危険です。お子様にお声かけいただくと共に、必要に応じて手袋を着用させてください。

◎判断に迷う場合やご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 0476-23-1628 教務部（山縣）